

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-29	事前調査結果の行政への報告は、いつまでに行えばよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告をお願いします。遅くとも解体等工事に着手する前に報告をお願いします。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行ってください。

参考

- 令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>